

12月3日～12月9日は「障害者週間」です

12月3日から12月9日の1週間は「障害者週間」です。国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化など、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

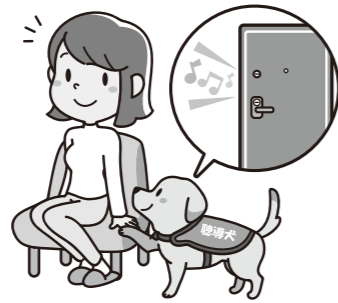
◆障がいの種類

障がいにはさまざまな種類があります。各障がいについて正しく理解して、誰もが過ごしやすい優しい社会を目指しましょう。



視覚障がい

視力の矯正をしても全く見えなかったり、文字がぼやけて見えなかったりする障がいです。視野が狭くなってしまう視野障がいもあります。



聴覚障がい

音が聞こえづらくなったり、会話を聞き取ることが難しくなる障がいです。



肢体不自由

腕や足が動かしにくくなり、歩行や筆記などの日常生活動作が困難になります。



内部障がい

心臓やじん臓などの内臓の機能が弱まり、つかれやすくなります。



知的障がい

発達期までに知的機能の障がいが見られ、社会生活に適応する能力に制限がかかります。



精神障がい

脳の働きの変化で、思考・感情・行動に障がいが生じ、「生活のしづらさ」が生まれてくるものです。日常生活や社会参加が困難になる障がいです。



発達障害

生まれつきの脳の発達の偏りにより、得意・不得意の特性などから、社会生活に困難が発生する障がいです。



高次脳機能障害

怪我や病気により、脳の一部が損傷し、思考や言語などの脳機能に不自由が生じます。

◆利用できる福祉制度

各種障害者手帳をお持ちの方が利用できる制度には、次のようなものがあります。ここで紹介しているものは一部です。所得や障がいの程度・種類などによって、対象とならない場合もあります。詳しい対象要件や事業内容は、社会福祉課へお問い合わせください。



【補装具の交付・修理】

体の不自由な部分を補う補装具の交付・修理に係る費用の一部を助成します。

【日常生活用具の給付・貸与】

自立した生活を支援・実現するための用具(ストマ用装具・特殊寝台等)の給付・貸与に係る費用の一部を助成します。

【各種手当】

特別障害者手当、特別児童扶養手当など、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減を図るために各種手当が支給されます。

【ヘルプマーク・ヘルプカード】

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていると知らせることで、援助を受けやすくするために、ヘルプマーク及びヘルプカードを配布しています。



【障害福祉サービス】

障がいのある方のそれぞれの障がい程度や居住などの状況をふまえ、地域の中で生活を続けていけるよう、移動の介護や家事援助、施設入所などの支援を受けられるサービスです。

【障害児通所支援サービス】

障がいがあったり発達に心配がある児童に療育を提供する事業です。日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などの支援をおこなうサービスです。

【地域生活支援事業】

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援をする事業です。自宅にて機械浴を行う訪問入浴や、聴覚障がいなどにより意思疎通に支障がある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う事業などがあります。



●「障害」の表記について●

心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

■問い合わせ■ 社会福祉課 社会福祉グループ ☎52-1111 (内線：134,135,139)